

## 消費者被害注意報 No. 37

### 相談事例

#### 《相談の内容》

60歳代の一人暮らしの男性からの相談。

過去に、騙されて買わされた未公開株を持っている。今日、知らない業者から自宅に電話がかかってきて、「**未公開株の解約手続きを代行します**。よければお宅に伺います。」という。

**騙されたお金が戻ってくるなら・・・**と、思っているが、信用していいだろうか？

**「未公開株の解約手続きを代行します。」** そう言って**手数料等をとる二次被害が発生中！**

#### 《対応の内容》

過去に未公開株の被害に遭った人の名簿が流出し、**トラブルを解決する**と**いって高額の手数料等をとる二次被害**について説明しました。

**過去に契約した未公開株の解約代行が実行される可能性はほとんど無い**ので、来訪についてもきっぱり断るよう助言しました。

### 見守りのポイント

過去に消費者トラブルにあった人の名簿を利用して、新たに何かを勧誘をする二次被害に関する相談が多数寄せられています。

探偵業者や調査会社を名乗り「トラブルを解決する。被害金を取り戻すことができる。」と勧誘されますが、実際は費用を払っても、まったく解決しないなどのケースが見られます。高齢者には普段から「**おいしい話はない。**」ということ、また、**少しでも「おかしい？」**と思ったら一人で判断せずに、**周りの人にすぐに相談する**ように話をしましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

## 相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111